## 今後の都市部におけるコミュニティのあり方に関する研究会

# 運営要綱

#### 第1目的

都市部のコミュニティについては、高齢者所在不明問題や東日本大震災などで指摘されたように、近年、その機能が十分に発揮されなくなっていると考えられていることから、都市部におけるコミュニティの実態を把握し、今後の都市部におけるコミュニティのあり方や再生に向けた社会的方策を検討することを目的とする。

#### 第2 名称

名称は、「今後の都市部におけるコミュニティのあり方に関する研究会」(以下「都市部コミュニティ研究会」という。)とする。

### 第3 構成

- (1) 都市部コミュニティ研究会に座長を置く。
- (2) 座長は会務を総理する。
- (3) 都市部コミュニティ研究会のメンバーは別に定める。

### 第4議事

- (1) 都市部コミュニティ研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に都市部コミュニティ研究会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

## 第5 その他

- (1) 都市部コミュニティ研究会の庶務は、総務省自治行政局住民制度課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、都市部コミュニティ研究会の運営その他必要な事項は座長が定める。